

○揖斐川町犯罪被害者等支援金支給要綱

平成30年10月23日

告示第65号

(趣旨)

第1条 この告示は、揖斐川町犯罪被害者等支援条例（平成30年揖斐川町条例第20号）及び揖斐川町犯罪被害者等支援条例施行規則（平成30年揖斐川町規則第16号。以下「規則」という。）の規定に基づき、犯罪被害者等の経済的負担を軽減するための支援金の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

(支援金の申請)

第2条 規則第4条に規定する支援金の支給対象者が、支援金の支給を申請するときは、揖斐川町犯罪被害者等支援金支給申請書（様式第1号）に、揖斐川町犯罪被害者等支援金支給に係る確約書（様式第2号）及び情報提供同意書（様式第3号）並びに、次の各号に掲げる支援金の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1) 遺族支援金

- ア 犯罪被害者の死亡診断書、死体検案書その他の死亡の事実及び死亡の年月日を証明することができる書類
- イ 犯罪被害者及び申請者が町民であったことを確認することができる住民票の写し又は戸籍の附票
- ウ 犯罪被害者と申請者との続柄を証明することができる戸籍謄本又は抄本その他の証明書
- エ 犯罪被害者と申請者とが婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を確認することができる書類
- オ 申請者が配偶者以外のものであるときは、第1順位の遺族であることを証明することができる書類
- カ その他町長が必要と認める書類

(2) 重傷病支援金

- ア 犯罪被害者の負傷又は疾病の状態及び療養に要する日数に関する医師の診断書その他の証明書
- イ 犯罪発生時、申請者が町民であったことが確認できる住民票の写し又は戸籍の附票

ウ その他町長が必要と認める書類

2 前項の申請は、当該犯罪行為による死亡若しくは重傷病の発生を知った日から2年を経過したとき、又は当該死亡若しくは重傷病が発生した日から7年を経過したときは、することができない。ただし、当該期間内に申請しなかったことについて、やむを得ない理由があると町長が認めるときは、この限りでない。

(支給の決定等)

第3条 町長は、前条第1項の申請があった場合には、速やかに審査の上、支給の適否を決定し、揖斐川町犯罪被害者等支援金審査結果通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

(支給の請求)

第4条 前条の規定による通知により支給の決定を受けた申請者は、揖斐川町犯罪被害者等支援金請求書(様式第5号)を町長に提出し、支援金の請求をするものとする。

(支給決定の取消し等)

第5条 町長は、偽りその他不正の手段により支援金の支給を受けた者があるとき、又は支給後において、支給対象者に該当しないことが判明したときは、支援金の支給の決定を取り消し、支援金を返還させることができる。

(補則)

第6条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行し、平成30年9月11日以降に行われた犯罪行為による犯罪被害について適用する。